



消費生活相談員の
佐藤です！

東濃西部

消費生活相談のあれこれ



NO.2

発行：東濃西部広域行政事務組合

クーリング・オフの知識

クーリング・オフ制度は、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間であれば無理由・無条件で契約を解除できる制度です。事業者が工事など契約に着手していても行使でき、事業者には契約前の状態に直さなければならない義務が生じます。クーリング・オフ制度がある契約は訪問販売や電話勧誘、エステ、マルチ商法などの取引に限られます。期間が過ぎてしまった、事業者に拒否されたなど期間内に行使ができなかったときでも、状況次第では行使が可能な場合もあります。手続きは書面で行うことが原則です。詳しくは、消費生活相談窓口にご相談ください。

ほんとーに
こんな相談ありました



未成年の子どもを契約者として携帯電話を契約した。親の知らない間に、高額なプランに変更、ゲームサイトで高額な利用をしていた。携帯電話会社に未成年取り消しを求めたが「保護者の同意」を理由に応じてもらえない。どうしたらいいか。

アドバイス

契約時に「今後のすべてのサービス・割賦販売に同意します」といった内容の約款に同意していると思われます。約款はよく確認してサインしなければなりません。また、未成年の子を契約者にする「危険性」を踏まえ、契約者を決めましょう。

11月の新規相談件数

訪問販売	1
電話勧誘販売	1
通信販売	4
利殖商法	2
多重債務	7
架空請求	2
その他	12

年末も近くなり多重債務が急増しています。税金滞納者・生活困窮者等に今一度声掛けしてみてください。借金問題は解決することができます。